

# 教育勅語原義稿

森 新之介

## 凡例

一、「教育勅語」原文は、国立公文書館デジタルアーカイブ (<https://www.digital.archives.go.jp/>) で公開されている原本（請求番号「平二五文科〇〇〇〇一〇〇〇」）に拠った。正字は俗字に改めた。振り仮名は私意による。

一、「註釈」では、誤読曲解の横行している箇所についてやや詳しく註釈したが、それ以外は簡明穩当を宗とした。なお、繁を省いて註釈しなかった「国ヲ肇ムル」「克ク忠ニ」などの出典用例については、重野安繹『教育勅諭衍義』（小林喜右衛門、1892。古田紹欽編『教育勅語関係資料』〔日本大学精神文化研究所〕所収）や巨理章三郎『教育勅語釈義全書』（中文館書店、1934）など参照。

一、本稿で用いた幕末以後の史料の書誌は次の如し。引用では適宜字体と句読を改め、訓点や傍点、括弧を付した。なお、言及した井上毅と元田永孚の書翰はすべて「教育勅語」が起草公示された明治廿三年のものであるため、年を省いて月日だけを示した。

孝明天皇宛徳川家茂奉答書：三条家文書（国立国会図書館）。同天皇宛島津茂久久光連署建言（四・二二七）：鹿児島県史料忠義公史料（鹿児島県）。中岡慎太郎「時勢論」：中岡慎太郎全集（勁草書房）。『太政官日誌』：太政官日誌（東京堂出版）。『漢語兩引便覧』、『布令字弁』初編：明治期漢語辞書大系（大空社）。『教育勅語』草案、山県有朋宛井上毅書翰：海後宗臣『教育勅語成立史の研究』（私家版、1965）所載図版。元田永孚宛井上毅書翰、井上哲次郎『勅語衍義』稿本井上毅修正稿（梧陰文庫Ⅱ・四五九）、同簡条書き意見書（同A・四〇八）：井上毅伝史料篇（国学院大学図書館、国学院大学）。山県有朋宛元田永孚書翰：海後宗臣『教育勅語成立史の研究』（前掲）所載翻刻（ただし、誤脱らしき箇所は沼田哲・元田竹彦編『元田永孚関係文書』〔近代日本史料選書〕一四、山川出版社、1985）などにより補訂した。元田永孚「明治廿四年一月六日御講書始講録艸稿」：元田永孚文書（元田文書研究会）。

## 緒言

明治廿三年（1890）十月卅日付で公示された三百十五字の勅語は、後に「教育ニ関スル勅語」と称されるようになる。この所謂「教育勅語」は短文でありながら、または短文であるからこそ、今日までに数百もの訳註を生んできた。

稿者がその幾つかを見たところでは、巨理章三郎編『教育勅語通解』（金港堂書籍、1917）が最も簡明穩当であるが、従い難い箇所もある。井上哲次郎『勅語衍義』（敬業社・哲眼社、1891）や佐々木盛雄『甦える教育勅語——親と子の教養読本——』（国民道德協会、1972）、そして近年の高橋陽一『くわしすぎる教育勅語』（太郎次郎社エディタス、2019）などに至っては、誤読曲解に満ちている。

周知の如く、この勅語を起草したのは法制局長官の井上毅と枢密顧問官の元田永孚である。<sup>①</sup>井上は当初から勅語を主言の体で書くべきことを主張していた。<sup>②</sup>また、二人は文章をなるべく典故に依拠させ、元田が漢文草案を作成すると井上は絶賛した。<sup>③</sup>草案にあった「悖ルトコトナカルヘシ」を、出典の『中庸』の文が無悖でなく不悖だという理由で「悖ラサルヘシ」に改め、漢文に訳し難いという理由で「ヘシ」を削り「悖ラス」に改めるなどした。<sup>④</sup>そのため「教育勅語」の原義は、漢文訓読調の和文でなく日本漢文の訓読文として読解することで、はじめて正しく理解できると考えられる。

研究者が漢文を読み得ずして「教育勅語」を訳註することは傲慢であり、漢文を読み得て「教育勅語」を訳註しないことは怠慢であろう。稿者は必ずしも

その仁でないが、已むに勝るものと信じて本稿を試作した。

- (1) 井上と元田はよく戮力協心して事に当たったが、二人の思想には小異もあった。例えば、井上は九月三日付元田宛書翰で元田の漢文章草を激賞して「脱離白鹿洞臭味、尤高妙処」(原割註)と述べた。白鹿洞は廬山の書院で、これを再興し「白鹿洞書院掲示」を作った朱熹を暗示する。だが、元田は朱熹を尊信する道学者であった。
- (2) 井上の六月廿日付山県有朋宛書翰に「数多の困難を避けて真成なる王言の体を全クスルハ、実ニ十二樓台を架スルより難事ニ可レ有レ之候歟」「王言如レ玉ハ、只ニ簡短に在りと奉レ存候」とあり、九月三日付元田宛書翰に「真是得レ王言之体、金石鼎彝莫レ以尚焉」とある。
- (3) 八月廿八日付元田宛井上書翰と同月卅一日付井上宛元田書翰参照。
- (4) 九月三日付元田宛井上書翰と十月廿四日付井上宛元田書翰、同月廿六日付元田宛井上書翰参照。

### 原文(除く日付と御名御璽)

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

### 註釈

朕ちんおも 惟フニ

「朕」は天子の自称。

我カ皇祖皇宗

「皇祖」は直後に「国ヲ肇ムル」とあるため神武天皇を指し、「皇宗」は歴代天皇を指す<sup>(1)</sup>。天照大神などの神は含まれない。

国くにヲ肇はじムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ

対句。

「宏遠」は遠大。太古でない。「規模弘遠」(『漢書』高帝紀下)や「規模宏遠」(蔡沈『書集伝』周書洛誥篇、安積澹泊『大日本史賛敷』神武天皇紀賛、会沢正志斎『新論』長計篇)というように、「規模」すなわち構想について用いられることが多く、ここでもその意に解すべき<sup>(2)</sup>。遠大な構想で始めたということであり、遠大な国土を開いたということでない。

「徳ヲ樹ツル」は徳沢を施す。道徳を立てるでない。『左伝』襄公廿四年に「大上有立徳」とあり、孔穎達の疏は「立徳、謂創制垂法、博施濟衆、聖徳立於上代、恵沢被於無窮」とする。また、『孔子家語』致思篇第八に「思仁恕則樹徳、加嚴暴則樹怨」とあり、このような「怨」の対義語としての「徳」はやはり徳沢恩恵<sup>(3)</sup>。

我カ臣民

「臣民」は臣下としての国民。

克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ

「克ク」は見事に、十分に。

「億兆」は数えられないほど多く。臣民について言う。億は十万、兆は十億すなわち百万。会沢正志斎『新論』国体上篇と守徳篇に「億兆一心」とある。

忠を先とし孝を後とするこの語順は、直前で君恩について説いたことによるものと見るべき。忠が孝より重んじられていると見るべきでない。

世々厥ノ美ヲ濟セルハ

「世々」は代々。正しくは世々か世々か世々として表記されるべき。

「美」は美風。

「済セル」は成し遂げた。

出典は『左伝』文公十八年の「世済<sup>三</sup>其美<sup>二</sup>」であり、杜預の註は「済成也」とし、孔穎達の疏は「世済<sup>三</sup>其美<sup>二</sup>」、後世承<sup>三</sup>前世之美<sup>一</sup>」とする。後世の者が前世から承け継いだ美風を成し遂げること。そのため、「世々厥ノ美ヲ済セル」は後の「爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スル」と関連する。

### 此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦美ニ此ニ存ス

「此レ」「此」は「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ済セル」という忠孝済美を指す。「我カ皇祖皇宗」以下を指すとする説が多いが、従い難い。もしそうであれば、「済セルハ」でなく済セリと文が切られているべき。

「精華」は極めて美しいところ。真髓などでない。また、我が国体において極めて美しいところということであり、我が国体が他国のそれらと比較して極めて美しいということでない。臣民祖先が皇祖皇宗の肇国樹徳に應えて、命じられずして自然と君に忠を尽くし親に孝を致し、代々美風を成し遂げてきたことは我が国体の極めて美しいところだということ。

「淵源」は起源。根本などでない。

ここままで、天皇から強制されたり外国から輸入されたりせず日本臣民が忠孝済美を自発したこと、そして臣民の自発した忠孝済美が「教育」すなわち後統の「父母ニ孝ニ」乃至「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」という「皇祖皇宗ノ遺訓」の起源であることを言う。

### 爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ

「爾」はあなた。

「兄弟」は兄弟姉妹。

「信シ」は誠信にする。『論語』学而篇第一に「与<sup>三</sup>朋友<sup>二</sup>交而不<sup>レ</sup>信乎」とあり、この「信」を邢昺の疏は「誠信」とし朱熹の註は「以<sup>レ</sup>実」とする。この勅語は誠実であれと説いていないとする説もあるが、従い難い。

「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ」は儒学の五倫すなわち父子の親、君臣の義、夫婦の別、長幼の序、朋友の信に近いが、やや相違もあ

る。四者の配列が同じでなく、兄弟や夫婦について序や別でなく友や和を強調している<sup>(4)</sup>。なお、君臣関係への言及がないのは、勅語全体で繰り返し言及されておりここで言及する必要がなく、しかも明治天皇が言及すると己への忠を強制することになってしまったためであろう。

### 恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ

対句。

「恭儉己レヲ持シ」は恭儉の精神で自己を律する。

「博愛衆ニ及ホシ」は博愛の精神で衆人に及ぼす。博愛の精神を衆人に及ぼすでない。衆人に及ぼすべきものは仁。前文で説いた家族友人という自分に近い人たちへの仁を、より広い、近しくない人たちにも及ぼしていくべきことを説く。『論語』学而篇第一に「汎愛<sup>レ</sup>衆」とある。この「博愛衆ニ及ホシ」を西洋道徳とする説が多いが、従い難い。

### 学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ

学問を修め仕事を習つて、智能を啓発し徳器を成就する<sup>(5)</sup>。

### 進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ

対句。

「進テ」は世に出て。率先してや発展させてでない。「徳器ヲ成就シ」までは家庭や郷里などの狭い範囲について言っていたが、「公益ヲ広メ」からは社会や国家などの広い範囲について言う。

「世務ヲ開キ」は世のためになる事業を始める。

### 一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

「一旦」はもし。

「緩急」は危急。外寇などを指す。

「義勇公ニ奉シ」は義勇の精神で公に奉仕する。義勇の精神を公に奉呈するでない。兵士になって戦うことなどを指すが、その意に限定して解すべきでない。この勅語は男だけを対象としたものでないため、仮にそう限定して

解すると、女も兵士になって戦うという当時としては有り得ないこととなる。また、これを戦って死ぬの意に解すべきでもない。仮にそう解すると、斯の道は天皇も遵守すべきものであるため、天皇も戦って死ぬべきだということになってしまう。

「以テ」は直前の「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」だけを承ける。「父母ニ孝ニ」以下すべてを承けるとする説が多いが、従い得ない。仮にそう解すると、「学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ」の「以テ」が説明できなくなり、また父母に孝であることによつて皇運を扶翼するなどということにもなり不自然。「進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ」からを承けるとする説もあるが、やはり従い難い。

「天壤無窮ノ」は天地とともに永続すべき。出典は『日本書紀』神代下第九段一書第一にある天照大神の神勅「宝祚之隆、当下与天壤無窮者矣」。「皇運」は皇国日本の国運<sup>6)</sup>。皇位や皇室の意に解する説が多いが、従い得ない。仮にそう解すると、斯の道は天皇も遵守すべきものであるため、天皇本人も皇位や皇室を扶翼するということになり不自然。

「扶翼ス」は支え助ける。安積澹泊『大日本史賛藪』可美真手命以下至野見宿祢伝贊に「国家之興、必有佐命之臣、扶翼皇運」とある。

皇運扶翼は、日本だけでなく何れの国においても人は自国の国運を扶翼すべきだ、という一般論を前提として、だから日本人は日本の国運を扶翼すべきだ、と説くものであろう。そう解釈してこそ、後の「之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と整合する。全世界の人が皇国日本の国運を扶翼すべきだ、などということは有り得ない。

「ハシ」は「父母ニ孝ニ」まで管到している。

是ノ如キハ独リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン

「是ノ如キ」は「爾臣民父母ニ孝ニ」乃至「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」を承ける。これらを行えば結果として天皇への忠になると説くが、忠になるためにこれらを行えとは説いていない。

「顕彰スル」は明らかにして忘れられたりしないようにする。

祖風顕彰は孝。そのためこの勅語では、克忠克孝からここまで忠と孝が一致しつつも並列されており、忠が孝より上位にあると見得ない。

斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所

「斯ノ道」は「父母ニ孝ニ」乃至「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」を指す。「皇祖皇宗ノ遺訓」は、神武以来の歴代天皇による訓導を綜合理整すればこうなるということ。

「子孫」は皇祖皇宗の子孫である天皇と皇族。殊に明治天皇自身を指す。臣民は、たとえ血統を遡つて天皇に至り得てもここでの「子孫」には含まれない。

之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス

対句。これは現代日本でだけ妥当する特殊なものでなく、古今東西で妥当する普遍なものだの意。出典は『中庸』の「君子之道本諸身、徵諸庶民、考諸三王而不謬、建諸天地而不悖、質諸鬼神而無疑、百世以俟聖人而不惑」。

「之」は「斯ノ道」すなわち「父母ニ孝ニ」乃至「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」という「皇祖皇宗ノ遺訓」を指す。

「中外」は日本内外。宮廷内外とする説もあるが、従い得ない。仮にそう解すると、余りに狭くて対句の「古今」と釣り合わない。

「通シテ」は通貫して、「施シテ」は施行して。ただし、ともに当て嵌めて、照らして考えてほどの意<sup>8)</sup>。

「謬ラス」「悖ラス」はともに間違いでないの意。

朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ威其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

「拳々服膺」は捧持して胸に着ける。心に留めて常に忘れないの意。出典は『中庸』の「拳拳服膺而弗失之矣」。

「威其徳ヲ一ニセン」は君臣の一人一人が自分の徳を純一にする。徳を統一するでない。出典は『偽古文尚書』商書咸有一徳篇<sup>9)</sup>。書序「伊尹作咸有

「一徳」について、偽孔伝は「言君臣皆有純一之徳、以戒太甲」とする。孔穎達の疏と蔡沈の新註も概ね同じ。

(1) 井上は翌廿四年、井上哲次郎『勅語衍義』稿本への箇条書き意見書で斯く述べた。

肇国天皇ト称ヘ奉ルハ神武天皇ナリ。又崇神天皇ノ詔ニ皇祖トアルハ即チ神武天皇ヲ尊称シタマヘルナリ。故ニ皇統ノ綿系ヲ論スルトキハ天照太神ヲ皇祖トスヘキモ、肇国ノ基始ヲ叙ルニハ皇祖トハ神武天皇ヲ称ヘ、皇宗トハ歴代ノ帝王ヲ称ヘ奉ルモノトシテ解セザルヘカラス(古典ニ拠レハ天照太神ハ「天シラス神」ニシテ「国シラス神」ニハ非ス)。

(2) 井上は九月三日付元田宛書翰で「史記高祖本記ニ規模弘遠(原割註)とするが、史記高祖本紀にこのような四字はない。『康熙字典』も「模」項で誤って「史記漢高紀」に「規模弘遠」があるとしているため、井上はこれを用いて『佩文韻府』などを用いなかっただか。

(3) 井上は翌廿四年、井上哲次郎『勅語衍義』稿本の修正稿で「徳沢深厚」とする。

(4) 五倫の父子の親は父母が子に慈で子が父母に孝だという双方向の関係であるが、この勅語の父母への孝は一方のそれである。また、五倫で長幼の前にある夫婦が兄弟の後にある。これらは父母が子に慈でなくてよいか夫婦の関係は兄弟のそれより軽いかということではなく、この勅語が未婚で子のない青少年を対象としていたためである。

また、兄弟について序でなく友を言い、夫婦について別でなく和を言うのは、井上の「消極的の乾し愚戒」悪之語を用うへからず。君主の訓戒ハ汪々として大海の水の如くなるべく、浅薄曲悉なるべからず(六月廿日付山県有朋宛書翰)という起草方針によるものであろう。序や別を強調すれば、兄弟はあれをするな、夫婦はこれをするなという「消極的の」臭いを帯びることになる。この勅語で否定表現は「天壤無窮ノ皇運」「独り朕力忠良ノ臣民タルハミナラス」「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」の四箇所だけであり、してはならないという表現が一箇所もないことは注意されるべきである。

(5) 草案にあった「其器ヲ成シ」を元田が「其ノ徳器ヲ成シ」に改め、これを井上が「徳器ヲ成就シ」に改めた。井上は「成ニ其徳器ハ成就徳器ニ作ル、却テ古ナリ」とする(九月三日付元田宛書翰)が、「成就徳器」「徳器成就」は道学者の好んで用いた、宋代より前に用例を見出し難い語である。

(6) 幕末維新期には、「皇運」やそれに類する語の用例として次の如きがあった。  
皇国之衰運ヲ挽回シテ、外ニハ慢夷ノ胆ヲ吞、内ハ生靈ヲ保護(…)仕度奉レ存候。

(孝明天皇宛徳川家茂奉答書、文久四年「1864」二月)

方今内外大小之憂患四方百出仕、実に

皇国危急存亡此時ニ可有御座候。(…)偏に

皇運挽回之至誠を以

聖朝を輔弼し、幕府を扶助し、藩屏之任を竭度と之赤心ニ候処(…)。

(同天皇宛島津茂久久光連署建言、慶応二年「1866」七月九日付)

抑モ癸丑以来、

皇国一和、武備充実、紛々説アリ。(…) 豈

皇運挽回セザラランヤ。豈外蕃ヲ制スルノ術ナカラランヤ。

(中岡慎太郎「時勢論」、翌三年成立)

是迄

皇国ハ一方に孤立し世界の事情に不達、只偷安を以て志とし、荏苒衰微を致し、彼方為に制せらるべき次第に立至候(…) 今日

皇国之衰運を挽回し

皇威を海外に輝し候儀ハ(…)。

(明治天皇宛六名連署建言、『太政官日誌』三、翌四年「明治元年、1868」二月七日付)

これらは外敵により危機に瀕した皇国日本の国運を挽回するという用法であり、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」という文脈に合致する。なお「皇運」は、日本の存立を脅かす西洋列強のような国外勢力を意識して用いられると日本の国運を意味し、天皇の親政を妨げる武家政権のような国内勢力を意識して用いられると天皇の運祚を意味した。「教育勅語」での用法は前者である。後者の用例として、頼山陽『日本外史』新田氏前記(文政九年「1826」成立)に「属皇運之泰」「皇運將レ回之秋也」とあり、太政官「長州藩へ被レ仰出」書之写(『太政官日誌』一五、慶応四年「明治元年、1868」閏四月付)に「積年天下ニ先チ王事ニ勤勞遂ニ皇運御挽回ニモ至候」とある。これらの「皇運」はそれぞれ建武中興と王政復古について言ったものであり、荻田知足編『布令字弁』初編(中尾新助、明治元年「1868」と藤田善平編『漢語商引便覧』(同前、同十年「1877」)はともに「天子ノゴウン」と解説する。伊藤博文『帝国憲法義解』(国家学会、同廿二年「1889」)にある「大命維新皇運隆興シ」(一頁)もこの用法。

(7) それぞれの国の人が自国を中国とすればよい、という発想は江戸前期から儒学にあった。森新之介「江戸前期における道統と華夷、神儒——神代上古の叙述に着目して——」(『日本儒教学会報』二、2018、一六頁)など参照。

(8) 四十年後の昭和五年(1930)、金子堅太郎はラジオ放送の講演で、当時井上から「教育勅語」の草案を見せられ意見を求められたと回顧している。

或日、井上氏は私を訪問して、起草したる教育勅語の草案を見せて、此中に「中外ニ施シテ悖ラス」と云ふ一句があるが、(…)此教育勅語は陛下の御言葉であつて是が若し翻訳されて、欧米諸国に知れ渡つた時に、茲にある中外に施して悖らずと云ふ文句が若し欧米の教育の方針に矛盾すると云ふやうなことがあつては、是は由々敷き一大事であつて、吾々起草者は、陛下に対し恐懼の至りであるから、君に相談する、君は米国で永らく彼の国の教育を受けられたが為に、此草案全部を熟読して、是が果して欧米の教育の方針に矛盾せざるや否やを研究して戴きた

いと言ふて、其草案を見せられました。

ボストンの小中学校で学びハーバード大学を卒業した金子に「私の見る所では決して欧米の教育の方針には差支ない」と断言されると、井上は大いに喜んだという（『世界に輝く教育勅語』『教化資料』一〇四、中央教化団体聯合会、1930、二―三頁）。元田も「教育勅語」の公示直後、天長節の十一月三日付山県有朋宛書翰でこう絶賛している。

今般ノ 勅諭ニ而教育之大旨即チ国民之主眼を明示せられ、之ヲ古今ニ通し而不<sub>レ</sub>謬<sub>レ</sub>之ヲ中外ニ施して不<sub>レ</sub>悖、実ニ天下万世無窮之皇極と云へし。彼ノ不磨之憲法之如キモ時世ニ因而者修正を加へサルヲ不<sub>レ</sub>得も、此ノ 大旨ニ於テは亘<sub>レ</sub>於万世而不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>復易ニ字ニ矣。

(9) 『礼記』縮衣篇第卅三にも「惟尹躬及湯、咸有<sub>二</sub>壹德<sub>一</sub>」とあるが、これは君が臣を疑わず臣も君に惑わないことを言うものであるため、「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」という文脈に合致しない。

井上は、「福善禍淫とハ古文尚書の偽作ニ出たる文字なる事ハ清朝学者の証明ニ備ハル」として、『偽古文尚書』商書湯誥篇を出典とする福善禍淫の語を用いる中村正直草案を批判していた（六月廿五日付山県有朋宛書翰）。しかし、井上は起草過程で『偽古文尚書』咸有一徳篇の「終始惟一」を出典とする「終始惟一ナラン」を提案し（九月三日付元田宛書翰）、元田に採用される。渡辺幾治郎によれば、「終始惟一ナラン」が後に同篇出典の「咸其徳ヲ一ニセン」に改められたのは、三島毅が司法大臣山田顕義に進言したからだという（『教育勅語の本義と渙発の由来』、福村書店、1940、二八四頁）。この修正に感服した元田は翌廿四年一月六日、明治天皇に咸有一徳について進講する予定であった（『明治廿四年一月六日御講書始講録艸稿』参照）が不遇のため行われず、同月廿二日に薨じた。

## 試訳

朕が思うに、我が皇祖皇宗は国を遠大に始め、恵みを深厚に施した。我が臣民がよく忠でありよく孝であり、億兆が心を一つにして、代々美風を成し遂げてきたことは、我が国体の極めて美しいところであり、教育の起源もまた実にごこにある。爾たち臣民は父母に孝であり、兄弟に友であり、夫婦は互いに和合し、朋友は互いに誠信にし、恭儉の精神で自己を律し、博愛の精神で衆人に及ぼし、学問を修め仕事を習い、そうすることで智能を啓発し徳器を成就し、世に出て公益を広げ世務を始め、いつでも国憲を重んじ国法に遵い、もし危急があれば義勇の精神で公のために奉仕し、そうすることで天地とともに永続すべき皇国日本の国運を支え助けるべきだ。このようであれば、ただ朕の忠良な臣

民だというだけでなく、また爾たちの祖先の遺風を顕彰することにもなるだろう。

この道は実に我が皇祖皇宗の遺訓であり、その子孫も臣民もともに遵守すべきものであり、古今や内外に照らして考えても間違いないものだ。朕は爾たち臣民とともに拳々服膺して、皆がその徳を純一にすることを希望する。

## 後記

本稿は、稿者が平成卅年十月九日に researchmap 研究ブログで公開した「勅語原義草稿」([https://researchmap.jp/jod9jn722-2167846/#\\_2167846](https://researchmap.jp/jod9jn722-2167846/#_2167846))を補訂したものである。